



居宅訪問介護(重度) 契 約 書

特別養護老人ホーム美原荘
美原荘訪問介護事業所

じゅうどほうもんかいごさーびすりようけいやくしょ
重 度 訪 問 介 護 サービス利用契 約 書

◇◆ もくじ ◆◇

- だい じょう もくてき
第 1 条 (目 的)
- だい じょう きかん
第 2 条 (期 間)
- だい じょう じゅうどほうもんかいごけいかくおよ けいやくしきゅうりょう
第 3 条 (重 度 訪 問 介 護 計 画 及 び 契 約 支 給 量)
- だい じょう さーびすないよう
第 4 条 (サ ー ビ ス 内 容)
- だい じょう りようしゃふたんがくおよ じつびふたんがく
第 5 条 (利 用 者 負 担 額 及 び 実 費 負 担 額)
- だい じょう りよう ちゅうし へんこう ついか
第 6 条 (利 用 の 中 止 、 変 更 、 追 加)
- だい じょう じぎょうしゃ きほんてきぎむ
第 7 条 (事 業 者 の 基 本 的 義 務)
- だい じょう じぎょうしゃ ぐたいてきぎむ
第 8 条 (事 業 者 の 具 体 的 義 務)
- だい じょう じこ そんがいばいしょう
第 9 条 (事 故 と 損 害 賠 償)
- だい じょう けいやく しゅうりょうじゆう
第 10 条 (契 約 の 終 了 事 由)
- だい じょう りようしゃ ちゅうとかいやく
第 11 条 (利 用 者 か ら の 中 途 解 約)
- だい じょう りようしゃ けいやくかいじょ
第 12 条 (利 用 者 か ら の 契 約 解 除)
- だい じょう じぎょうしゃ けいやくかいじょ
第 13 条 (事 業 者 か ら の 契 約 解 除)
- だい じょう くじょうかいけつ
第 14 条 (苦 情 解 決)
- だい じょう きょうぎじこう
第 15 条 (協 議 事 項)

_____ (以下「利用者」という。)とおおさかふしやかいふくしじぎょうだん みはら
そうほうもんかいごじぎょうしょ (以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から
ていきょう じゅうどほうもんかいごさーびす う たい りようりょうきん しはら
提供される重度訪問介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払う
ことについて、次のとおり契約 (以下、「本契約」という。)を締結します。

だい じょう もくてき 第1条 (目的)

ほんけいやく りようしゅ きょたく じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ
本契約は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を
いとなむことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者自立
しえんほう もと じゅうどほうもんかいご てきせつ ていきょう こと さだ
支援法に基づく重度訪問介護を適切に提供することを定めます。

だい じょう きかん 第2条 (期間)

ほんけいやく ゆうこうきかん けいやくていけつ ひ けいやくしゃ しきゅうけっていきかん
本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の支給決定期間の
まんりょうび
満了日までとします。
ただ けいやく きかん まんりょう かまえ けいやくしゃ ぶんしょ けいやく
但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約
しゅうりょう もう い ばあい ほんけいやく さら おな しょうけん こうしん
終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるも
のとし、いご どうよう
のとし、以後も同様とします。

だい じょう じゅうどほうもんかいごけいかくおよ けいやくしきゅうりょう 第3条 (重度訪問介護計画及び契約支給量)

- じぎょうしゃ りようしゅ じゅきゅうしゃしょう きさい じゅうどほうもんかいご
1 事業者は、利用者の受給者証に記載された重度訪問介護の
しきゅうりょう ふ りようしゅ かだい いこう はあく けあかいぎ ひら りようしゅ
支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者
のじゅうどほうもんかいごけいかく さくせい けいかく じぎょうしゃ りようしゅ
の重度訪問介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に
せつめい どうい え さくせい うつ りようしゅ こうふ
説明して同意を得たうえで作成することとし、その写しを利用者に交付します。
りようしゅ じゅうどほうもんかいごけいかく せつめい もと いけん の
利用者はいつでも重度訪問介護計画についての説明を求め、意見を述べ
ることやへんこう もと
変更を求めることができます。

- 2 事業者は、前項の重度訪問介護計画に基づき契約支給量を定め、
利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業
者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて
受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

事業者は、その指揮命令のもとに、重度訪問介護従業者（以下、
「ホームヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ
および食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における
移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言などのうちから
前条に定める重度訪問介護計画にもとづいて適切にサービスを提供
します。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める
所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に
支払います。障害者自立支援法に基づく介護給付費は、事業者が
市町村から代理して受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者は
これを翌月22日までに支払います。

だい じょう りよう ちゅうし へんこう ついか
第6条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 りようしゃ りようきじつまえ じゅうどほうもんかいごさーびす りよう ちゅうしまた
利用者は、利用期日前において、重度訪問介護サービスの利用を中止又は
へんこう あるいは あら さーびす りよう けいやくしきゅうりよう はんいない ついか
変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加する
ことができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者
じぎょうしゃ
に申し出るものとします。
- 2 りようしゃ りようきじつ りよう ちゅうし もう で ばあい じゅうようじこうせつめいしょ
利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に
さだめ しょてい とりけしりよう じぎょうしゃ しはら ばあい
定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただ
し、りようしゃ たいちようふりようとう じゆう ばあい とりけしりよう
利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はい
ただきません。
- 3 じぎょうしゃ だい こう もと りようしゃ さーびすりよう へんこう ついか もう
事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し
出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間
にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して
きぎょうぎ さーびすていきようかのう じぎょうしょ しょうかい おこな
協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

だい じょう じぎょうしゃ きほんてきぎむ
第7条 (事業者の基本的義務)

- 1 じぎょうしゃ りようしゃ だい きょたく じりつ にちじょうせいかつまた しゃかい
事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活又は社会
せいかつ いとな ひつよう さーびす てきせつ おこな
生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 じぎょうしゃ りようしゃ いし じんかく そんちょう つね りようしゃ たちば
事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、
さーびす ていきよう
サービスを提供します。

だい じょう じぎょうしゃ ぐたいてきぎむ
第8条 (事業者の具体的義務)

- 1 あんぜんはいりよぎむ じぎょうしゃ さーびす ていきよう りようしゃ せいめい
(安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、
しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

3（守秘義務） 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4（身体拘束の禁止） 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5（虐待防止）

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

一 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

二 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

三 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える

ほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

6（記録保存整備義務） 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、

サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週

月曜日～金曜日9時～17時45分）に自分の記録を見ることができますし、実費を

負担してコピーすることができます。

だい じょう じこ そんがいばいしょう
第9条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

だい じょう けいやく しゅうりょうじゆ
第10条（契約の終了事由）

- 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。
- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 四 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
 - 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

だい じょう りようしゃ ちゅうとかいやく
第11条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

だい じょう りようしゃ けいやくかいじょ 第12条 (利用者からの契約解除)

りようしゃ じぎようしゃ さーびすじゅうじしゃ い か じこう がいとう こうい
利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を
おこな ばあい
行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 じぎようしゃ さーびすじゅうじしゃ せいとう りゆう ほんけいやく さだ
事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める
きょたくかいごさーびす じっし ばあい
居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 じぎようしゃ さーびすじゅうじしゃ だい じょう こう こう さだ ぎむ
事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に
いはん ばあい
違反した場合
- 三 じぎようしゃ さーびすじゅうじしゃ こいまた かしつ りようしゃ
事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはそ
のかぞくとう せいめい しんたい さいぶつ しんよう きず
の家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、
ほんけいやく けいぞく じゅうだい じじょう みと ばあい
本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

だい じょう じぎようしゃ けいやくかいじょ 第13条 (事業者からの契約解除)

じぎようしゃ りようしゃ い か じこう がいとう ばあい ほんけいやく かいじょ
事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除すること
ができます。

- 一 りようしゃ しはらいのうりよく
利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用
りようきん しはら げつじょうちえん そうとうきかん さだ さいこく
料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず
こい しはら ばあい
故意に支払わない場合
- 二 りようしゃ こいまた じゅうだい かしつ じぎようしゃ さーびすじゅうじしゃ
利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者
のせいめい しんたい さいぶつ しんよう きず ほんけいやく けいぞく
の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続
しがたい じゅうだい じじょう しょう じょうきょう かいぜん みこ
重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない
ばあい
場合
- 三 りようしゃ さーびすじっしちいきがい てんきょ ばあい
利用者がサービス実施地域外に転居した場合

四 事業者は、契約者や契約者の家族が故意による法令違反や、訪問

介護員（ヘルパー）等の職員や事業所に対する暴言、暴行、嫌がらせ、

ひぼう中傷、パワハラ、セクハラなどの迷惑行為、写真や動画撮影等、

著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず、

改善の見込みがなく、第1条に定めるこの訪問介護サービス利用契約の

目的を達することが不可能となった時には、10日以上 の予告期間をもって、

この契約を解除することが出来ます。

五 事業者は、前項の解除に際して、後任の事業所の紹介に努めます。

第14条（苦情解決）

1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書

に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることが出来ます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載さ

れた第三者委員に苦情を申し立てることも出来ますし、重要事項

説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営

適正化委員会に苦情を申し立てることも出来ます。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は

障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を

もって協議するものとします。

じょうき けいやく しょう
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名
なついでん かく つう ほう
捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしゃめい
事業者名

しゃかいふくしほうじん おおさかふしゃかいふくしじぎょうだん
社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

しょざいち
所在地

みのおしはくしまさんちようめ ばん ごう
箕面市白島三丁目5番50号

だいひようしゃしめい
代表者氏名

りじちよう ゆき まつ ひで あき
理事長 行 松 英 明

とくへつようごろうじんほー むみはらそう
特別養護老人ホーム美原荘

そうちよう み たに しん じ ろう ㊟
荘長 三 谷 伸 次 郎

○ この けいやく さだ きょたくかいごさーびす たんとく じぎょうしょ かん きさい
この契約に定める居宅介護サービスを担当する事業所に関する記載

じぎょうしょめい
事業所名

みはらそうほうもんかいごじぎょうしょ
美原荘訪問介護事業所

じぎょうしょしょざいち
事業所所在地

おおさかふさかいしみはらくひらお
大阪府堺市美原区平尾595-1

じぎょうしょせきにんしゃ
事業所責任者

かんりしゃけんさーびす ていきょうせきにんしゃ よしだ けんじ 印
管理者兼サービス提供責任者 吉田 健二

りようしゃ じゅうしょ
利用者 住所

しめい
氏名

印

だいにん じゅうしょ
代理人 住所

しめい
氏名

印

委任状

私儀、特別養護老人ホーム美原荘 荘 長 三 谷 伸 次 郎 をもって代理人と定め、
下表に掲げる事業所における、契約、障害福祉サービス報酬・利用料の請求及び受領その他これ
に付随する事務に関する一切の権限を委任します。

平成 31 年 4 月 1 日

所在地 大阪府箕面市白島三丁目 5 番 50 号
法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者 理 事 長 行 松 英 明

事業所名	事業所番号	事業の区分
美原荘訪問介護事業所	2716600032	居宅介護 重度訪問介護

使用印鑑



